

東日本大震災の被災地における化学物質環境実態追跡調査

150百万円（99百万円）

環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災の被災地においては、被災や津波により工場・事業所等から化学物質の沿岸周辺域への流出・拡散に伴う環境汚染が危惧され、生活環境への二次被害が懸念されていることから、被災地周辺で過去に実施した環境調査結果、地方自治体との連携による調査体制の枠組み、PRTR制度に基づく届出データなどを活用し、被災地において環境残留性や有害性等が高くなるおそれがある化学物質を対象に、予防的な観点から被災地周辺でのモニタリング調査を平成23年度から3年計画で実施する。

平成25年度は、これまでのモニタリング調査の結果も踏まえ、二次被害が懸念される化学物質及び当該地点等も含め、被災地の地域事情に応じて、より詳細な調査を実施するとともに、3年間のモニタリング結果についても総括し、被災地における化学物質の流出・拡散の懸念に対する結論を出すことを目指す。

2. 事業計画（業務内容）

- 調査物質は30物質程度
POPs条約対象物質、PRTR制度に基づく届出データなどから選定
- 調査地点は100地点程度
被災地周辺域、既存調査地点、既往調査結果より高い濃度を示した地点については、その周辺地域を調査地点に追加し重点的に調査
- 調査媒体は水質、底質、生物、大気
- 3年間のモニタリング調査の結果の総括

3. 施策の効果

被災地の環境汚染による二次被害の未然防止に貢献。被災地における化学物質の環境リスクの低減及び地域の方々が安心して暮らせる安全な社会の構築に寄与する。

東日本大震災の被災地における化学物質環境実態追跡調査の実施

被災地における化学物質の環境汚染による二次被害の未然防止に貢献し、環境リスク低減及び安全な社会の構築に資する。

被災地では、工場・事業場等の被災や津波により化学物質が沿岸周辺地域へ流出・拡散している可能性があり、環境汚染による人の健康や生活環境への二次被害が懸念

環境中に残留しやすい化学物質等の状況について、被災地住民が安心して住めるよう予防的な観点から被災地における継続的な調査が必要（平成23年度からの3年計画で実施）

対象物質
(30物質程度)

- POPs等環境中に残留しやすい物質
- PRTR届出事業所の届出データより選定した物質

対象地点
(100地点程度)

- 沿岸周辺(右図網掛け部)

対象媒体等
(4程度)

- 水質、底質、生物、大気



* 物質・地点選定

平成23年度(第3次補正予算)及び平成24年度から継続的にモニタリングする物質・地点に加え、上記2年の調査結果を踏まえ、必要な地域では、試料採取地点を追加的に配置し調査する。

* 試料採取

被災地周辺の復興状況に応じて、可能な媒体等を自治体等の理解と協力を得て実施

・3年間のモニタリング結果の総括